

「認知症予防検診事業」の実施について

高齢化の進展に伴う認知症高齢者数の増加が予測される中、区は認知症対策に取り組んできましたが、認知症の早期発見、早期対応の促進を目的に、東京都の補助金を活用した「認知症予防検診事業」（もの忘れ予防検診）を実施します。

1 事業の概要

(1) 目的

認知症や認知症予防に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症の前段階である軽度認知障害の方を早期に発見し、その後の適切なフォローを行うことによって、認知症の発症を防ぐことを目的とする。

(2) 対象者

もの忘れ予防検診（以下、検診）実施年度中に70歳となる区民を対象とする。
（今年度は、昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの区民）

(3) 事業の流れ・実施方法

- ① 対象者となる区民に対し、認知症チェックリストが掲載されたパンフレット及び受診票を郵送する。
- ② 区民はチェックリストで自己採点し、基準の得点に達した場合は、受診票を持参して実施医療機関にて検診を受診する。
- ③ 実施医療機関は、対象者に認知機能検査（改定版 長谷川式簡易知能評価スケール）を実施し、検査結果により次の対応を行う。
 - 「認知機能障害の疑いあり」の場合
診断の実施が可能な専門医療機関への紹介状を発行する（受診については本人の医療保険で対応）。また、区は本人の了解のもと、ケア24に受診結果を提供し、必要に応じた継続的なフォローを行う。
 - 「認知機能障害の疑いなし」の場合
介護予防事業のパンフレットを配布する。

(4) 実施医療機関

検診は、杉並区医師会及び医師会未所属の医療機関に委託し、「認知症サポート医」または「東京都かかりつけ医認知症研修」受講医が在籍している49医療機関で実施する。

(5) 受診費用

自己負担なし

2 都補助金の活用について

検診には、都の「認知症とともに暮らす地域あんしん事業要綱」に基づく「認知症検診推進事業」による補助金（補助率10/10）を活用する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年9月	広報及び区公式ホームページによる検診の周知
10月	対象区民への検診案内の送付、実施医療機関で予約開始
11月～令和4年1月	検診の実施